

令和6年度 市民提案型委託事業【自由テーマ型】

応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体から自由に提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施するものです。コストの縮減や市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。提案された事業の担当課と協議を行い、予算化された場合、令和6年度に事業実施します。

1 募集する提案事業

(1) 事業内容

市民活動団体が自由な発想で考えた事業で、市の施策推進が期待できるもの。

(2) 事業費

100万円（上限）

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

(1) 市の施策を推進する事業

(2) 主に市内で実施される事業

(3) 契約の日（令和7年4月以降）から令和8年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

(1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 公序良俗に反する事業

(6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(7) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

(8) その他、田原市が対象として不相当と認める事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（氏名・住所を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 業務内訳書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿（氏名・住所を記載）
- (6) 団体収支決算書（直近のもの）

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか ・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策を推進する事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか ・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか ・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 募集期間

令和6年4月1日（月）～7月31日（水）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参、郵送もしくはメールにて

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

田原市役所企画部企画課 宛

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

10 事業化までのスケジュール

- (1) 募集期間 {4月1日（月）～7月31日（水）}
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（8月中旬）
- (3) 事業担当課と委託候補団体による個別協議、調整（9月上旬）
- (4) 事業化の決定（令和7年3月）
- (5) 予算措置（令和7年度予算）
※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度へ繰り延べなどの場合があります。
- (6) 契約の締結（令和7年4月以降）
- (7) 事業実施（契約日～令和8年2月末）
- (8) 実績報告書の提出
- (9) 委託料の支払い

11 その他

- (1) 同一年度の事業提案は1団体につき、1事業とします。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、事業担当課と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 事業担当課と協働候補者において協議を行い、調整が整った場合においても、予算化を約束するものではありません。予算の決定は市議会における予算案の審議により決定されます。事業規模の縮小、事業の繰り延べなどの場合があります。
- (4) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

12 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

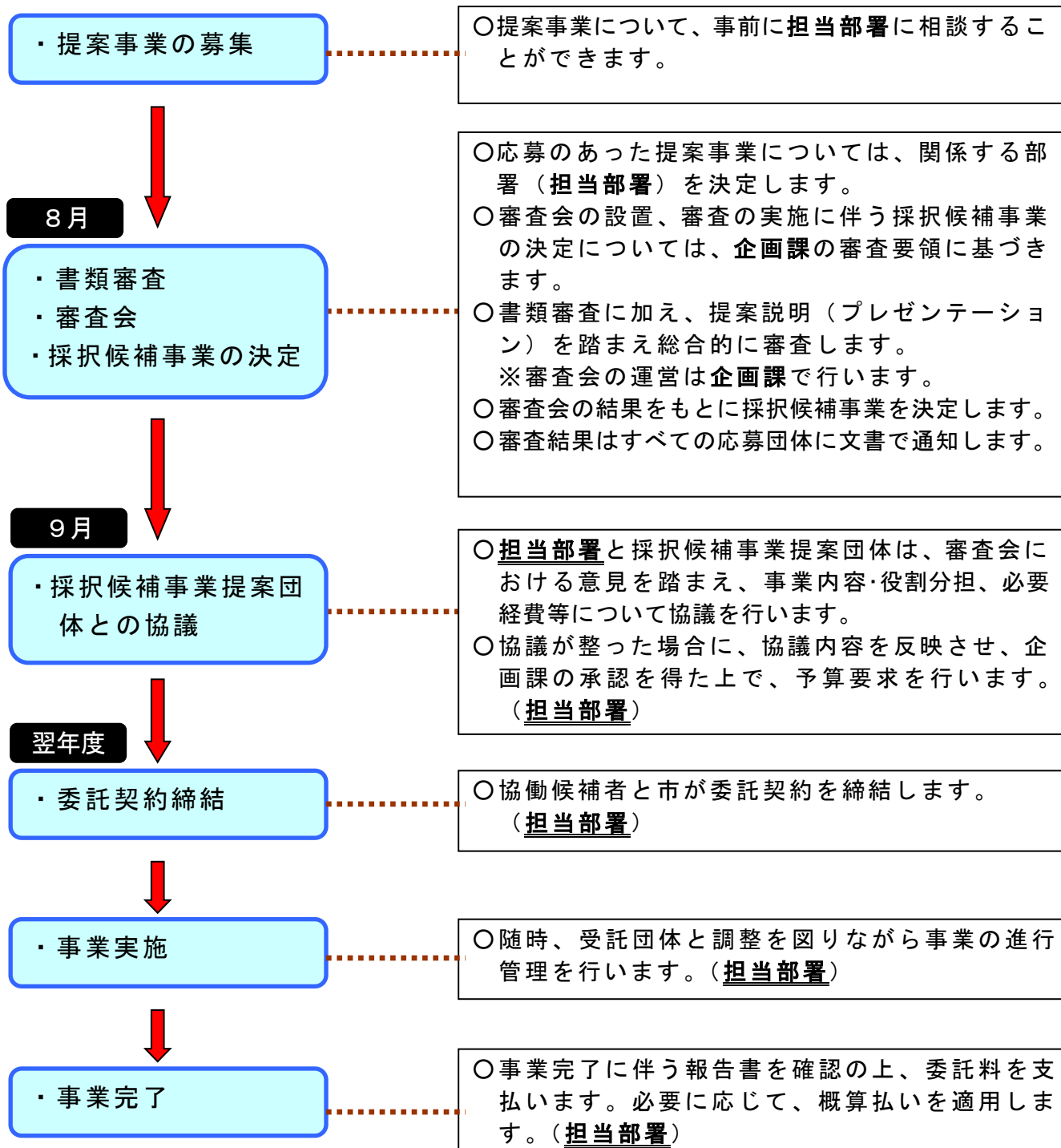
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

市民提案型委託事業制度【自由テーマ型】 フローチャート

- ❖ 企画課は、募集及び審査会を行う。
- ❖ 担当部署は、協議、予算要求、契約の手続きを行う。
- ❖ 事業実施は提案の翌年度とする。
- ❖ 担当部署は、事業実施課となり、本事業の監督及びサポートを行う。



○協議が合意に達した場合に、担当部署は翌年度の事業実施に向けて予算要求します。
※予算編成の都合上、事業費の削減、翌年度への繰り延べ、手法の変更などの場合があります。